

第 3 章

法人設立後の手続等について

(認定NPO法人及び仮認定NPO法人用)

目 次

I	法人設立後における申請・届出等とその流れ	3-1
1	NPO法人としての申請・届出等	3-1
2	認定・仮認定NPO法人の報告義務等	3-4
(1)	役員報酬規定等の報告	3-4
(2)	助成金及び海外送金等の報告	3-5
(3)	その他の報告	3-6
II	毎事業年度終了後の報告	3-8
1	事業報告の流れ	3-8
2	事業報告書等提出	3-9
3	役員の変更等の届出	3-26
(1)	役員変更の流れ	3-26
(2)	役員変更等届出書	3-27
4	定款変更の申請等	3-30
(1)	所轄庁の認証を必要とする定款変更	3-30
(2)	所轄庁の認証を必要としない定款変更届出	3-30
(3)	定款変更後、登記が必要な定款変更	3-31
(4)	定款変更認証申請書又は定款変更届出書の提出先	3-31
(5)	定款変更の流れ	3-32
(6)	定款変更認証申請（所轄庁の認証を必要とするもの）	3-35
(7)	定款変更認証申請書類の補正	3-40
(8)	定款変更届出（所轄庁の認証を必要としないもの）	3-42
(9)	定款変更の登記完了後の届出	3-44
5	その他の届出	3-46
6	NPO法人の情報公開	3-48
7	認定NPO法人の情報公開	3-49
資料	認定NPO法人の報告事項に係る様式等	3-52

I NPO法人設立後の申請・届出等とその流れ

次のような事由が生じた場合には、県または5市へ申請、届出等が必要です。
 なお、申請については、県または5市の認証を受けることが必要です。

また、認定または仮認定を受けたNPO法人は、すべてのNPO法人が行う申請・届出の手続に加えて、認定NPO法人・仮認定NPO法人としての報告義務がそれぞれ必要となります。

なお、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置するNPO法人は、鹿児島県への報告のほかに、関係する知事が定める書式による書類の提出が必要です。

1 NPO法人としての申請・届出等

申請・届出事由		様式	添付書類
事業報告書等提出 (P3-8参照)	事業年度が終了した場合 ※事業年度終了後3ヶ月以内に提出してください。	事業報告書等提出書 (規則第8条 第5号様式)	<input type="checkbox"/> 事業報告書 <input type="checkbox"/> 活動計算書 <input type="checkbox"/> 貸借対照表 <input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 年間役員名簿 <input type="checkbox"/> 社員名簿
役員変更届出 (P3-26参照)	役員の住所、氏名及び役員の変更があった場合 ※任期満了と同時に再任された場合も必要です。	役員変更等届出書 (規則第5条 第3号様式)	<input type="checkbox"/> 変更後の役員名簿 <input type="checkbox"/> 新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）のみ次の書類が必要 ・当該役員の就任承諾及び誓約書の謄本 ・当該役員の住所又は居所を証する書面（住民票の抄本など ※住民基本台帳ネットワークシステムの利用により省略可

<p>定款変更 認証申請 (P3-30 参照)</p>	<p>次の事項に係る定款を変更する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 ・名称 ・その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類 ・主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。） ・社員の資格の得喪に関する事項 ・役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く） ・会議に関する事項 ・その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項 ・解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。） ・定款の変更に関する事項 	<p>定款変更認証申請書 (規則第6条 第4号様式)</p> <p>所轄庁の変更を伴う変更の場合は、変更後の所轄庁が定める定款変更認証申請書(変更となる所轄庁の様式による)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ○ 変更後の定款 ●「特定非営利活動の種類及びそれに係る事業の種類」又は「その他の事業に関する事項」に係る変更を含む場合は、上記の書類に加えて次の書類も必要です。 ○ 定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書 ○ 定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動計算書 ●所轄庁の変更を伴う事務所の所在地を変更する場合は上記の書類に加えて次の書類も必要です。 ○ 役員名簿 ○ 確認書 ○ 直近の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員名簿 ○ 認定・仮認定申請書に添付した寄附者名簿等全ての添付書類の写し ○ 認定・仮認定の通知書の写し ○ 所轄庁に提出した直近の役員報酬規程等（寄附者名簿を除く添付書類を含みます。）の写し ○ 所轄庁に提出した直近の助成金の実績を記載した書類及び海外への送金等(200万円以下のものを除きます。)を記載した書類 <p>※合併により成立したNPO法人のうち、合併後の事業報告書等が作成されるまでに変更申請を行う場合、設立時の事業計画書、活動予算書、財産目録を提出</p>
---	--	--	--

<p>定款変更 等届出 (P3-42 参照)</p>	<p>次に掲げる事項のほか、 認証を必要としない定款 の変更をした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所の所在地の変更（ 所轄庁の変更を伴わな い場合に限る） ・役員の定数の変更 ・資産に関する事項の変更 ・会計に関する事項の変更 ・事業年度の変更 ・解散に関する変更（残余 財産の処分に関する事 項を除く） ・公告の変更 ・法11条第1項各号にない 事項（合併に関する事項 ，職員に関する事項、賛 助会員，顧問等に関する 事項） 	<p>定款変更届出書 (規則第7条 第5号様式)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定款の変更を議決した社員総会 の議事録の謄本 ○ 変更後の定款
<p>定款変更 登記完了 の提出 (P3-44 参照)</p>	<p>定款変更に伴う登記をし た場合</p>	<p>定款変更登記完了届 出書 (規則第7条の2 第5号の2様式)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登記事項証明書 ○ 登記事項証明書の写し
<p>その他の 届出 (P3-46 参照)</p>	<p>団体の連絡先などの変更 があった場合</p>	<p>その他の届出書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ なし

代表者（理事長など）の変更については、認定（仮認定）特定非営利活動法人の代表者変更届出書（この手引きP65頁）による届出となります。

2 認定・仮認定NPO法人の報告義務等

(1) 役員報酬規定等の報告

認定・仮認定NPO法人は、毎事業年度終了後、下表①～⑩に掲げる書類を県に提出しなければなりません（法54②二～四、法55①、法62、県規則第23条）。

(注1) すべてのNPO法人は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、県または5市に事業報告書等を提出する必要があります（法29、P3-9頁を参照して下さい。）。

(注2) 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定・仮認定NPO法人は、従たる事務所を設置している都道府県知事にも提出しなければなりません（法52①、法55①、法62）。

○ 所轄庁に毎事業年度提出する書類一覧

提出書類		
①	認定（仮認定）特定非営利活動法人の役員報酬規定等提出書（P52頁）	
②	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
③	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	前事業年度の収益の明細など
④	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類	
⑤	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類	
	イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等 ^(注1) との取引	
⑥	寄附者（当該認定NPO法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者 ^(注2) で、前事業年度における当該認定NPO法人等に対する寄附金の合計額が20万円以上であるものに限ります。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	
⑦	給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類	
⑧	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	

⑨	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が 200 万円以下の場合に限ります。）におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類
⑩	第 3 章「2 認定等の基準の概要」の(3)（ロの部分を除きます。）、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨及び欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類（仮認定の場合も同じです。） ※認定基準等チェック表（第 3 表、第 4 表（初葉）、第 5 表、第 7 表）、欠格事由チェック表

(注 1) ⑤欄の「役員等」とは、役員、社員、職員、寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは 3 親等以内の親族又はこれらの者と次のイ～ハに掲げる特殊の関係にある者をいいます。

イ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

ロ 使用人である関係及び使用人以外の者でこれらの者から受ける金銭でその他の財産によって生計を維持している関係

ハ 上記イ、ロに掲げる関係のある者の配偶者及び 3 親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注 2) ⑥欄の「特殊な関係」は、(注 1) イ～ハに掲げる関係をいいます。

(2) 助成金及び海外送金等の報告

認定・仮認定 NPO 法人は、助成金の支給を行ったとき又は海外への送金若しくは金銭の持出し（その金額が 200 万円以下のものを除きます。）を行うときには、次に掲げる書類を作成し、所轄庁に提出しなければなりません（法 54③④、法 55②、法 62，県規則第 23 条）。(P63 頁)

○ 助成金及び海外送金等の報告

	書類の作成時期	作成（提出）書類
助成金の支給を行った場合	支給後遅滞なく	助成の実績を記載した書類
海外への送金又は金銭の持出しを行う場合（その金額が 200 万円以下のものを除きます。）	送金又は持出し前 〔災害に対する援助等緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、送金又は持出し後遅滞なく〕	金額及び使途並びにその予定日を記載した書類 〔金額及び使途並びにその実施日を記載した書類〕

(3) その他の報告

認定 NPO 法人等は、次表に掲げる「報告事項」欄に該当する事項がある場合には、「提出書類」欄に掲げる書類を「提出先」の都道府県知事に提出する必要があります。

イ 1の鹿児島県内のみ に事務所を設置している認定・仮認定 NPO 法人

	報 告 事 項	提 出 書 類	提 出 先
①	認定 NPO 法人等の代表者の氏名に変更があった場合 (法 53①、法 62)	認定 (仮認定) 特定非営利活動法人の代表者変更届出書 (県規則第 16 号様式: P65 頁)	県
②	認定 NPO 法人等がその事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置した場合 (法 53④、法 62、法規 31②、法規 33②)	①直近の事業報告書等 ②役員名簿 ③定款等 ④認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し ⑤認定、仮認定又は認定の有効期間の更新に関する書類の写し ⑥法規 31②及び法規 33②に規定されている提出書 (認定 NPO 法人は様式第 3 号、仮認定 NPO 法人は様式第 5 号)	鹿児島県以外の関係知事

ロ 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置している認定・仮認定 NPO 法人

	報 告 事 項	提 出 書 類	提 出 先
④	所轄庁から認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の通知を受けた場合 (法 49④、法 51⑤、法 62)	①直近の事業報告書等 ②役員名簿 ③定款等 ④認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し ⑤認定、仮認定又は認定の有効期間の更新に関する書類の写し ⑥法規 27②、法規 28 及び法規 33①に規定されている提出書 (認定の通知を受けた場合は様式第 1 号、仮認定を受けた場合は様式第 4 号、認定の有効期間の更新を受けた場合は様式第 2 号) ※①～③は、認定の有効期間の更新の場合は提出不要です (法 51⑤)。	鹿児島県以外の関係知事

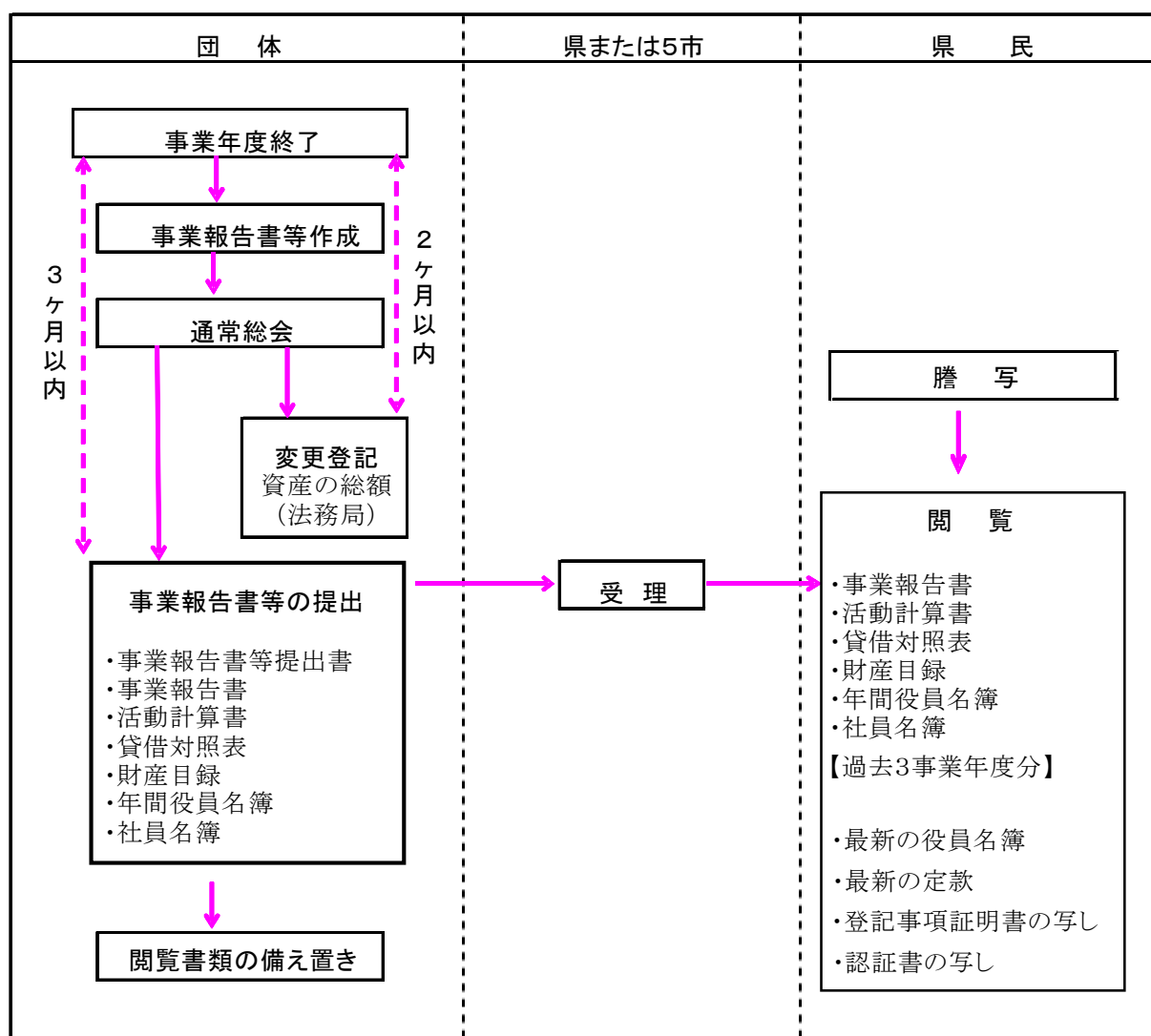
⑤	役員の変更等をした場合（法 52①、法 62、法 23）	①役員の変更等届出書（P3-28 頁） ②変更後の役員名簿 ③役員が新たに就任した場合は、 イ その役員が法第 20 条（役員の欠格事由）に該当しないこと及び法第 21 条（役員の親族等の排除）に違反しないことを誓約し、就任を承諾する書面の写し ロ 当該役員の住所又は居所を証する書面として条例で定めるもの	鹿児島県及び鹿児島県以外の関係知事
⑥	定款を変更した場合（所轄庁の認証が必要な場合を除きます。）（法 52①、法 62、法 25⑥）	①定款変更届出書（P3-43 頁） ②当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ③変更後の定款 ④その他所轄庁及び所轄庁以外の関係知事の条例で定める事項	
⑦	定款の変更に係る登記をした場合（法 52①、法 62、法 25⑦）	①定款の変更の登記完了提出書（P3-45 頁） ②登記事項証明書 ③登記事項証明書の写し（所轄庁のみ）	
⑧	定款の変更の認証を受けた場合（法 52②、法 62、法 25③）	①当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ②変更後の定款 ③その他所轄庁以外の関係知事の条例で定める事項	鹿児島県以外の関係知事

II 毎事業年度終了後の報告

特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、一般の閲覧に供するため、前事業年度についての次の書類を作成し、県または5市に提出しなければなりません。

また、これらの書類は、その翌々事業年度の末日までの間、法人の事務所に備え置き、社員その他の利害関係人から閲覧の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除き、閲覧させなければなりません。

1 事業報告の流れ



※設立後、はじめての事業報告書等を提出するまでの法人にあっては、事業報告書等のうち、活動計算書、貸借対照表、財産目録については、設立申請時の事業計画書、活動予算書、財産目録を閲覧に付することとなります。

2 事業報告書等提出

毎事業年度初めに提出する書類		部数	チェック欄	様式例記載頁
1	事業報告書等提出書(第5号様式)	1		3-10
2	前事業年度の事業報告書	2		3-11
3	前事業年度の活動計算書	2		3-13
4	前事業年度の貸借対照表	2		3-17
5	前事業年度の財産目録	2		3-23
6	年間役員名簿(前事業年度の役員であった者の名簿及び報酬を受けた役員の名簿)	2		3-24
7	社員名簿(前事業年度末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面)	2		3-25

※ 2以上の都道府県区域に事務所を設置する認定NPO法人(仮認定NPO法人)は、従たる事務所を設置している都道府県の知事に対して、提出先の都道府県が定める書式により提出して下さい。

※【法改正(H24.4.1施行)に伴う変更点】

「収支計算書」が「活動計算書」に変更されました。

NPO法改正(平成24年4月1日施行)により、これまで「収支計算書」として報告いただいたものは、「活動計算書」として、団体の活動に係る事業の実績を表示する内容に変更となりました。

【経過措置】

当分の間、「活動計算書」に代わり、従来の「収支計算書」による提出が認められています。

なお、収支計算書による提出を行う場合は、財産目録、貸借対照表、収支計算書の各書類については、「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」に分けて作成し提出して下さい。

事業報告書等提出書

平成○年○月○日

鹿児島県知事 ○○ ○○ 殿

所在地 鹿児島市鴨池新町○番○号
名称 特定非営利活動法人○○○○○
代表者の氏名 理事長 鹿児島 一郎 印
電話番号 ○○○(○○○)○○○○

前事業年度（○年○月○日から○年○月○日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書（2部）
- 2 前事業年度の活動計算書（2部）
- 3 前事業年度の貸借対照表（2部）
- 4 前事業年度の財産目録（2部）
- 5 前事業年度の年間役員名簿（2部）
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（2部）

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 5市へ提出する場合は、市長宛とすること。
- 3 平成○年○月○日から平成○年○月○日まで)の部分は、初年度の場合の始期は登記事項証明書にある法人成立の日を記載すること。
- 4 当分の間、「活動計算書」に代わり、従来の「収支計算書」による提出が認められています。なお、収支計算書による提出を行う場合は、財産目録、貸借対照表、収支計算書の各書類については、「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」に分けて作成し提出して下さい。
- 5 2以上の都道府県区域に事務所を設置する認定NPO法人（仮認定NPO法人）は、従たる事務所を設置している都道府県の知事に対して、提出先の都道府県が定める書式により提出すること。

(法第29条)

平成〇〇年度事業報告書

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇

1 事業の成果

平成〇年度は、〇〇事業の実施にあたり〇〇についての調査研究を行い、〇〇の実施に向けて具体的な検討を行った。また、〇〇事業については、〇〇市において一般住民を対象にしたフォーラムを開催し、〇〇に対する市民への普及・啓発を図った。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

活動計算書の事業費計と事業費の金額の合計は一致させること

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額	
〇〇〇事業	〇〇に関するイベント「〇〇フェスティバル」の開催 ・ 講演会 ・ 〇〇の実演及び体験	10月〇日 10:00~ 16:00	鹿児島市〇〇センター内の〇〇広場	50人	一般県民 300名	500,500	
△△△事業	〇〇に関する「〇〇〇〇指導者研修会」の開催	年4回	対象地域ごとに県内4会場	25人	300人	460,000	
	内訳	初級編（年3回）活動の基礎講座	4月〇日 9月〇日 12月〇日	鹿児島市〇〇会館 名瀬市〇〇公民館 鹿屋市〇〇センター	5人 5人 5人		〇〇活動に従事する者各100人
		上級編（年1回）活動の実践講座	2月〇日 ~〇日	国分市〇〇センター	10人		初級編の受講者

(2) その他の事業

事業名	事業内容等	事業費の金額
▲▲▲事業	事業内容：〇〇活動に関する書籍，法人のマーク入りTシャツ及びコーヒーカップの販売 実施場所：当法人事務所，各種イベント会場及びセンター売店 従事者数：5人	150,000
●●●事業	事業内容：会員に対する研修事業，研修旅行の実施 実施場所：〇〇市公民館 従事者数：5人	100,000

活動計算書の事業費計と事業費の金額の合計は一致させること

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 定款に定める事業について、その事業ごとに、事業名、事業内容、実施日時、実施場所、従事者の人数、受益対象者の範囲及び人数並びに事業費の金額などがわかるように記載すること。
- 3 事業の成果については、実施した事業の具体的な内容及び成果を簡潔に記載すること。
- 4 事業名は、定款に記載された事業名で統一すること。
- 5 事業内容は、活動の具体的な内容がわかるよう記載すること。
- 6 受益対象者の範囲及び人数は、当該事業の「受益対象者」と「人数」のどちらも記載すること。人数が不特定の場合は「不特定多数」と記載すること。
- 7 事業費の金額の合計は、活動計算書の事業費計と一致させること。
- 8 定款でその他の事業を規定しているが当該年度に事業を実施しなかった場合は「(2)その他の事業 今年度は実施せず」などと記載すること。

【活動計算書の記載例：特定非営利活動のみを実施する場合】

活 動 計 算 書

平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇

科目	金額（円）		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	400,000		
.....	×××	400,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	300,000		
.....	×××	300,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××	×××	
4. 事業収益			
〇〇事業収益	450,000		
△△事業収益	288,000	738,000	
5. その他収益			
.....	×××	×××	
経常収益計			1,438,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	500,000		
臨時雇賃金	50,500		
人件費計	550,500		
(2) その他経費			
会議費	100,000		
旅費交通費	50,000		
消耗品費	60,000		
印刷製本費	100,000		
委託料	100,000		
その他費用計	410,000		
事業費計		960,500	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	30,000		
臨時雇賃金	40,000		

人件費計	70,000		
(2) その他経費			
光熱水費	24,000		
消耗品費	12,000		
その他費用計	36,000		
管理費計		106,000	
経常費用計			1,066,500
当期経常増減額			371,500
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益	×××	×××	
経常外収益計			×××
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	×××	×××	
経常外費用計			
税引前当期正味財産増減額			371,500
法人税，住民税及び事業税			×××
当期正味財産増減額			371,500
前期繰越正味財産額			50,000
次期繰越正味財産額			421,500

※今年度はその他の事業を実施していません。

その他の事業を実施していない場合

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは，日本工業規格A4とすること。
- 2 設立初年度は，事業期間の部分は「成立の日（登記事項証明書記載日）から平成○年○月○日（最初の事業年度終了日）」と記載すること。
- 3 事業費計と事業報告書の事業費の金額の合計は一致させること。
- 4 事業費及び管理費ともに，人件費とその他の経費に分けた上で，支出の形態別に内訳を記載すること。
- 5 「前期繰越正味財産額」は，前事業年度の活動計算書「次期繰越正味財産額」と金額を一致させること。
- 6 「次期繰越正味財産額」は，貸借対照表の「正味財産額合計」及び財産目録の「正味財産」と金額を一致させること。
- 7 事業費計が管理費計よりも大きくなるようにすること。
- 8 その他の事業を定款に掲げている場合において，当該年度のその他の事業を実施していない場合は，脚注に「今年度はその他の事業を実施していません。」と記載すること。
- 9 その他の事業を実施する場合は，特定非営利活動に係る事業の経常費用計がその他の事業の費用計より大きくなるようにすること。

【活動計算書の記載例2：その他の事業を実施する場合】

活 動 計 算 書

平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計（円）
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	400,000		400,000
.....	×××		×××
2. 受取寄附金			
受取寄附金	300,000		300,000
.....	×××		×××
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		×××
4. 事業収益			
〇〇事業収益	450,000		450,000
△△事業収益	288,000		288,000
▲▲事業収益		250,000	250,000
●●事業収益		200,000	200,000
5. その他収益			
受取利息	×××		×××
.....	×××		×××
経常収益計	1,438,000	450,000	1,888,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	500,000	100,000	600,000
臨時賃金	50,500	×××	50,500
人件費計	550,500	100,000	650,500
(2) その他経費			
会議費	100,000	10,000	110,000
旅費交通費	50,000		50,000
消耗品費	60,000	10,000	70,000
印刷製本費	100,000		100,000
委託料	100,000		100,000
売上原価		130,000	130,000

その他費用計	410,000	150,000	560,000
事業費計	960,500	250,000	1,210,500
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	30,000		30,000
臨時賃金	40,000		40,000
.....	×××		×××
人件費計	70,000	0	70,000
(2) その他経費			
消耗品費	12,000		12,000
光熱水費	24,000		26,000
.....	×××		×××
その他費用計	36,000	0	36,000
管理費計	106,000	0	106,000
経常費用計	1,066,500	250,000	1,316,500
当期経常増減額	371,500	200,000	571,500
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	×××		×××
.....	×××		×××
経常外収益計	×××		×××
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	×××		×××
.....			
経常外費用計			
経理区分振替額	200,000	△ 200,000	0
当期正味財産増減額	571,500	0	571,500
前期繰越正味財産額			50,000
次期繰越正味財産額			621,500

【作成上の留意点】

- 1 「経理区分振替額」には、その他の事業で得られた利益の振替額を記載する。
- 2 その他の事業を実施していない場合は、「その他の事業」欄の数字を全て「0」とする。
または、脚注に「※今年度はその他の事業を実施していません。」と標記すること。
- 3 「正味財産額」設立初年度は、事業期間の部分は「成立の日（登記事項証明書記載日）から平成〇年〇月〇日（最初の事業年度終了日）」と記載すること。

【貸借対照表の記載例】

貸 借 対 照 表

平成○年○月○日現在

特定非営利活動法人○○○○○○

科目	金額（円）		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	795,500		
未収金	3,000		
流動資産合計		798,500	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
土地	30,000		
有形固定資産計	30,000		
(2) 無形固定資産			
無形固定資産計	×××		
(3) 投資その他の資産計			
利付国債	5,000		
○○特定資産	×××		
投資その他の資産計	5,000		
固定資産合計		35,000	
資産合計			833,500
II 負債の部			
1. 流動負債			
短期借入金	200,000		
預かり金	9,000		
未払金	3,000		
流動負債合計		212,000	
2. 固定負債			
.....	×××		
固定負債合計		×××	
負債合計			212,000
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		50,000	
当期正味財産増減額		571,500	
正味財産合計			621,500
負債及び正味財産合計			833,500

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れた場合は、「Ⅲ 正味財産の部」を「指定正味財産」と「一般正味財産」に区分して表示することが望ましい。表示例は以下のとおり。

I 資産の部

1. 流動資産

.....

II 負債の部

2. 事業費

.....

III 正味財産の部

1. 指定正味財産

指定正味財産合計 ×××

2. 一般正味財産

一般正味財産合計 ○○○

使途等の制約が解除されたことによる指定正味財産から一般正味財産への振替

使途等が制約された寄附金等の残高を記

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 財産がない場合でも、その旨を記載して提出すること。
- 3 前期繰越正味財産(設立時正味財産)の部分は、設立初年度は「設立時正味財産」、次年度以降については「前期繰越正味財産」と記載すること。
- 4 正味財産合計の額は、財産目録の正味財産の額と一致させること。

【計算書類の注記の記載例】

計算書類の注記

以下に示すものは、想定される注記を例示したものです。該当事項がない場合は記載不要です。

なお、認定特定非営利活動法人においては、次の事項については、詳細な表示、注記の充実を図ることが望まれます。

- ・ ボランティア等を計上する場合の金額換算方法
- ・ 用途等が制約された寄附金等（対象事業及び実施期間が定められている補助金等を含む）の内容、使用状況
- ・ 事業費と管理費の按分方法
- ・ 会費の計上方法
- ・ 現物寄附の評価方法

1 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO 法人会計基準（2010 年 7 月 20 日 2011 年 11 月 20 日一部改正 NPO 法人会計基準協議会）によっています。

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

.....

どの会計基準に基づいて作成したか記載す

(2) 固定資産の減価償却の方法

.....

(3) 引当金の計上基準

- ・ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末に発生していると認められる金額を計上しています。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算しています。

- ・ ○○引当金

(4) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。

また、計上額の算定方法は「4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。

(5) ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供は、「5. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

消費税を購入価格や販売価格に含めて記帳する方法である「税込方式」と消費税を支払ったり受け取ったりする都度、区分して経理する方法である「税抜方式」のどちらによっているかを記載する。

2 会計方針の変更

.....

事業費のみの内訳を表示することも可能。事業を区分していない法人については記載不要

3 事業別損益の状況

科目	A事業費	B事業費	C事業費	D事業費	事業部門計	管理部門	合計(円)
I 経常収益							
1. 受取会費						×××	×××
2. 受取寄附金	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
3. 受取助成金等	×××	×××	×××	×××	×××		×××
4. 事業収益	×××	×××	×××	×××	×××		×××
5. その他収益						×××	×××
経常収益計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
II 経常費用							
(1) 人件費							
給料手当	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
臨時雇賃金	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
人件費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
(2) その他経費							
業務委託費	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
旅費交通費	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他経費	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計							
経常費用計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

4 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳 (単位：円)

内容	金額	算定方法
〇〇体育館の無償利用	×××	〇〇体育館使用料金表によっています。

合理的な算定方法を記載する。
(活動計算書に計上する場合は、客観的な算定方法)

5 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳

内容	金額	算定方法
〇〇事業相談員 ■名×■日間	×××	単価は××地区の最低賃金によって算定しています。

合理的な算定方法を記載する。
(活動計算書に計上する場合は、客観的な算定方法)

6 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳（正味財産の増減及び残高の状況）は以下の通りです。当法人の正味財産は×××円ですが，そのうち×××円は，下記のように使途が特定されています。

したがって，使途が制約されていない正味財産は×××円です。

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
〇〇地震被災者援助事業	×××	×××	×××	×××	翌期に使用予定の支援用資金
△△財団助成 ××事業	×××	×××	×××	×××	助成金の総額は××円です。活動計算書に計上した額××円との差額××円は前受助成金として貸借対照表に負債計上しています。
合計	×××	×××	×××	×××	

対象事業及び実施期間が定められ，未使用の返還義務が規定されている助成金・補助金を前受経理をした場合，「当期増加額」には，活動計算書に計上した金額を記載する。
助成金・補助金の総額は「備考」欄に記載する。

7 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得金額	取得	減少	期末取得金額	原価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××
無形固定資産						
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××
投資その他の資産						
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××
合計	×××	×××	×××	×××	×××	×××

8 借入金の増減内訳

(単位：円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金				
役員借入金				
合計				

9 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。(単位：円)

科目	計算書類に計上された金額	内役員及び近親者との取引
(活動計算書)		
受取寄附金		
委託料		
活動計算書計		
(貸借対照表)		
未払い金		
役員借入金		
貸借対照表計		

10 その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

・ 現物寄附の評価方法

重要性が高いと判断される場合に記載する。

現物寄附を受けた固定資産の評価方法は、固定資産税評価額によっています。

・ 事業費と管理費の按分方法

重要性が高いと判断される場合に記載する。

各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当及び旅費交通費については従事割合に基づき按分しています。

・ 重要な後発事象

貸借対照表日後に発生した事象で、次年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼすもの(例：自然災害等による重大な損害の発生、重要な係争事件の発生又は解決、主要な取引先の倒産等)について記載す

平成××年×月×日、〇〇事業所が火災により焼失したことによる損害額は××円、保険の契約金額は××円です。

・ その他の事業に係る資産の状況

その他の事業に固有の資産で重要なもの及び特活事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産の残高状況について記載す

その他の事業に係る資産の残高は、土地・建物が××円、棚卸資産が××円です。

特活事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産は土地・建物が××円です。

【財産目録の記載例】

基本的に貸借対照表上の金額と同じ金額を記載する。

財 産 目 録

平成〇年〇月〇日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇

科目	金額（円）		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	795,500		
××銀行普通預金	0		
未収金	3,000		
流動資産合計		798,500	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
土地	30,000		
有形固定資産計	30,000		
(2) 無形固定資産			
無形固定資産計	×××		
(3) 投資その他の資産計			
利子国債	5,000		
投資その他の資産計	5,000		
固定資産合計		35,000	
資産合計			833,500
II 負債の部			
1. 流動負債			
短期借入金	200,000		
未払金	3,000		
預り金	9,000		
流動負債合計		212,000	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			212,000
正味財産			621,500

口座番号の記載は不要。

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 財産がない場合でも、その旨を記載して提出すること。
- 3 正味財産の額は、貸借対照表の正味財産合計の額と一致させること。

(法第29条)

**前事業年度において役員であったことがある者全員の名簿及び
そのうち前事業年度において報酬を受けたことがある者全員の名簿**
平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇

役名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
理事	鹿兒島一郎	鹿兒島市鴨池新町〇番〇号	△年△月△日 ～ □年□月□日	△年△月△日 ～ □年□月□日
・・・	・・・	・・・	△年△月△日 ～ □年□月□日	なし
・・・	・・・	・・・	△年△月△日 ～ □年□月□日	なし
監事	・・・	・・・	△年△月△日 ～ □年□月□日	なし

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載すること。
- 3 「住所又は居所」の欄には、住民票の抄本などによって証された住所又は居所を記載すること。
- 4 「就任期間」の欄には、記載された役員全員について、当該年度内の就任期間を記載すること。年度途中で就任した役員、辞任した役員も全て記入すること。
- 5 「報酬を受けた期間」の欄は、報酬を受けたことがある役員についてはその期間を、報酬を受けなかった役員についてはその旨を記載すること。

(法第29条)

社 員 名 簿
(平成〇〇年〇〇月〇〇日現在)

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇

1 個人社員

氏 名	住 所 又 は 居 所
〇〇 〇〇	鹿児島市〇〇町〇丁目〇番〇号
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

2 団体社員

名称及び代表者氏名	住 所 又 は 居 所
社会福祉法人〇〇〇〇 代表者 〇〇 〇〇	鹿児島市〇〇町〇丁目〇番〇号
株式会社 〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

【作成上の留意点】

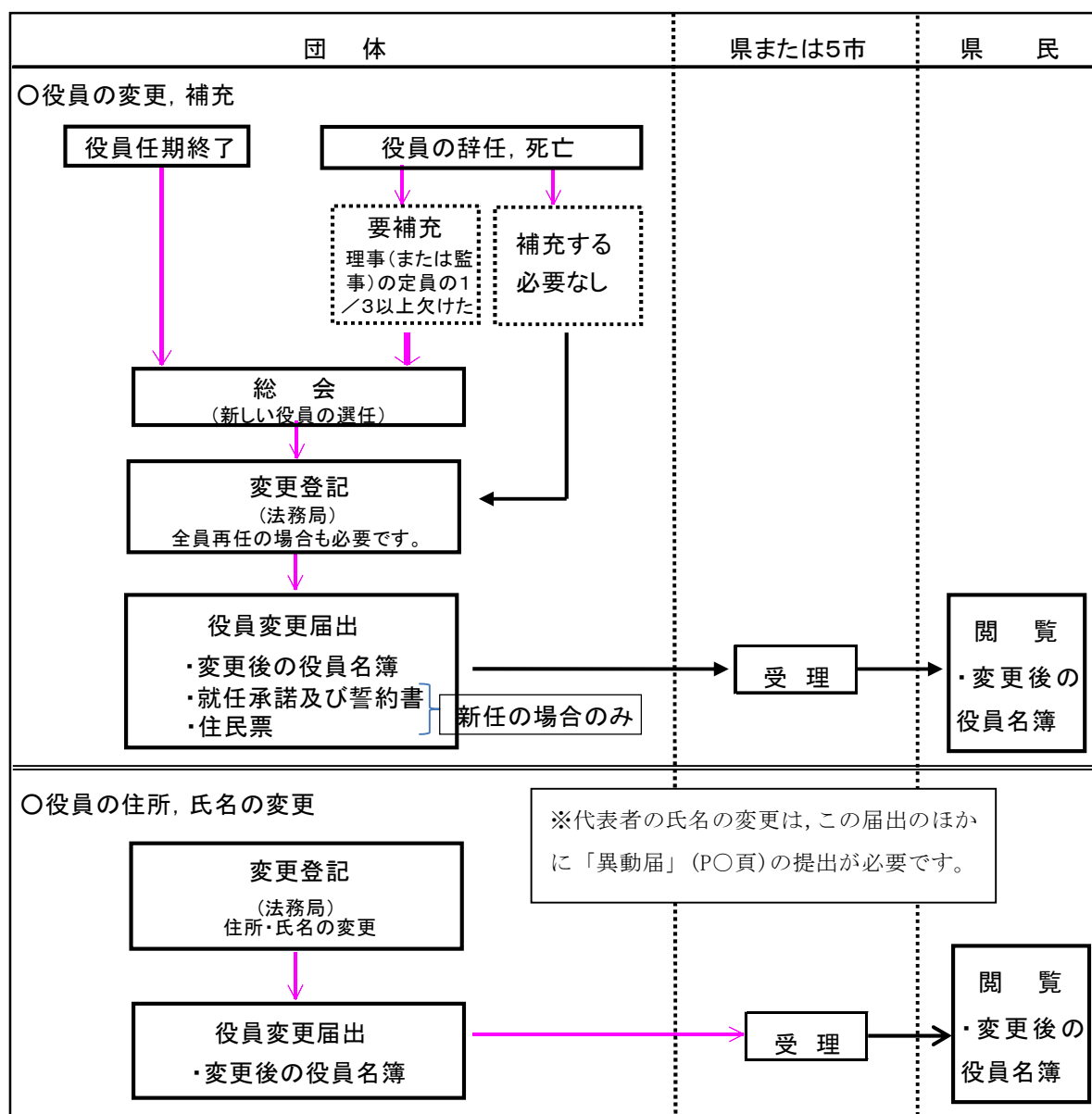
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 10名以上記載すること。
- 3 社員（会員）が団体である場合は、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 社員名簿は、前事業年度の末日時点を記載すること。

3 役員の変更等の届出

役員について、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所又は居所の異動、改姓又は改名の変更事項があった場合は、「役員変更等届出書」に変更後の役員名簿を添えて、県または5市に届け出るとともに、法務局において変更の登記を行ってください。

また、代表者の氏名に変更があった場合は、「認定（仮認定）特定非営利活動法人の異動届出書」による届出もお願いします。（P6 2頁参照）

(1) 役員変更の流れ



(2) 役員変更等届出書

※ 役員変更届出が必要な変更事項

新任, 再任, 任期満了, 死亡, 辞任, 解任, 住所又は居所の異動, 改姓又は改名

役員変更等届出に必要な書類		部数	チェック欄	様式例記載頁
1	役員変更等届出書 (第3号様式)	1		3-28
2	役員名簿	2		2-23
3	役員の就任承諾及び誓約書の謄本	1		3-29
4	役員の住所又は居所を証する書面 (住民票抄本等)	1		—

※ 2の役員名簿は, 設立認証申請時に提出する役員名簿 (手引書第2章2-23頁) の書式に準じて作成してください。

※ 3及び4の書類は, 新たに就任した役員 (任期満了と同時に再任された役員を除く。) について, 添付が必要です。

※ 住民基本台帳ネットワークシステムの利用により, 住民票の添付を省略することができます。

※ 法改正 (H24. 4. 1施行) に伴う変更点 (法第23条)

役員に変更があった場合, 変更後の役員名簿を添付することが必要となりました。

※ 代表権を有する理事の登記事項に変更があった場合は法務局で登記を行ってください。

《参考》 定款による代表権の定めについて

平成24年4月1日から施行される特定非営利活動促進法及び組合等登記令の改正により、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めが登記事項となり、定款をもって、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めを設けている場合には、その旨を登記しなければなりません (法令附則2、組登令2、別表)。また、特定の理事 (理事長等) のみが、法人を代表する旨の定款の定めがある場合には、当該理事以外の理事を、登記する必要がなくなりました。組合等登記令の改正が施行される際現に代表権の範囲又は制限に関する定めがあるNPO法人については、施行の日から6ヶ月以内に (ただし、他の登記をするときは、当該他の登記と同時に) 変更の登記をしなければなりません (法令附則3)。なお、これらの登記を怠った場合には、20万円以下の過料に処せられることがあります (法80)。

(注) 定款に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」等の規定がある場合には、理事長のみが当該法人を代表し、それ以外の理事の代表権は制限したものと解されません。

第3号様式（第5条関係）

役員等変更等届出書

平成○年○月○日

鹿児島県知事 ○○ ○○ 殿

所在地 鹿児島市鴨池新町○番○号
名称 特定非営利活動法人○○○○○
代表者の氏名 理事長 鹿児島 一郎 ㊟
電話番号 ○○○（○○○）○○○○

当法人の役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更事由	役職名	氏名	住所又は居所	変更年月日	報酬受ける予定の有無
再任	理事	鹿児島 一郎	鹿児島市鴨池新町○番○号	平成○年○月○日	有・無

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 5市へ提出する場合は市長宛とすること。
- 3 「変更事項」欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すること。
- 4 「役名」欄には、理事、監事の別を記載すること。
- 5 改姓又は改名の場合には、「氏名」欄に（ ）で旧姓(名)を併記すること。
- 6 「住所又は居所」欄には、住民票の抄本など条例第2条第2項に掲げる書面によって証される住所又は居所を記載すること。

(法第23条第2項)

平成○年○月○日

特定非営利活動法人○○○○○ 御中

役員の就任承諾及び誓約書

住 所 鹿児島市鴨池新町○番○号

ふりがな ○○○○ ○○○○

氏 名 ○○ ○○ 印

私は、特定非営利活動法人○○○○○の〔役名〕に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

この写しは、原本と相違ないことを証明する。

平成○年○月○日

特定非営利活動法人○○○○○

理事長 鹿児島 一郎 印

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。
- 2 住所、氏名は、住民票等に記載された住所、氏名をそのまま記載すること。なお、自書による場合においても、できる限り住民票どおりの記載とすること。
- 3 〔役名〕は、「理事」又は「監事」と記載すること。
- 4 役員ごとに作成すること。
- 5 原本は法人で保管し、提出の際はコピーしたものに原本と相違ない旨の証明（原本証明）を付すること。

4 定款変更の申請等

定款変更については、所轄庁の認証を必要とするものとこれを要しないものがあります。

(1) 所轄庁の認証を必要とする定款変更

定款変更のうち、次の事項に係る変更については、定款で定めるところにより、社員の総会の議決を経て所轄庁の認証を受ける必要があります。

- ・ 目的
- ・ 名称
- ・ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ・ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限ります。）
- ・ 社員の資格の得喪に関する事項
- ・ 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- ・ 会議に関する事項
- ・ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ・ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- ・ 定款の変更に関する事項

(2) 所轄庁の認証を必要としない定款変更届出

定款変更のうち、次の事項に係る変更については、所轄庁における認証は必要なく、定款変更届出書による届出が必要となります。

- ・ 事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- ・ 役員の定数
- ・ 資産に関する事項
- ・ 会計に関する事項
- ・ 事業年度
- ・ 解散に関する変更（残余財産の帰属すべき者に係るものを除く。）
- ・ 公告の方法
- ・ 法第11条第1項各号にない事項（合併に関する事項、職員に関する事項、賛助会員、顧問等に関する事項）

(3) 定款変更後、登記が必要な定款変更

定款変更のうち、次の事項に係る変更については事務所の所在地を所管する法務局において変更登記を行う必要があります。前記(1)の認証を必要とする定款変更の場合は、所轄庁の認証後に、(2)の認証を必要としない定款変更の場合は、総会の議決後、いずれも2週間以内(従たる事務所の所在地での登記は3週間以内)に定款変更の登記を行ってください。

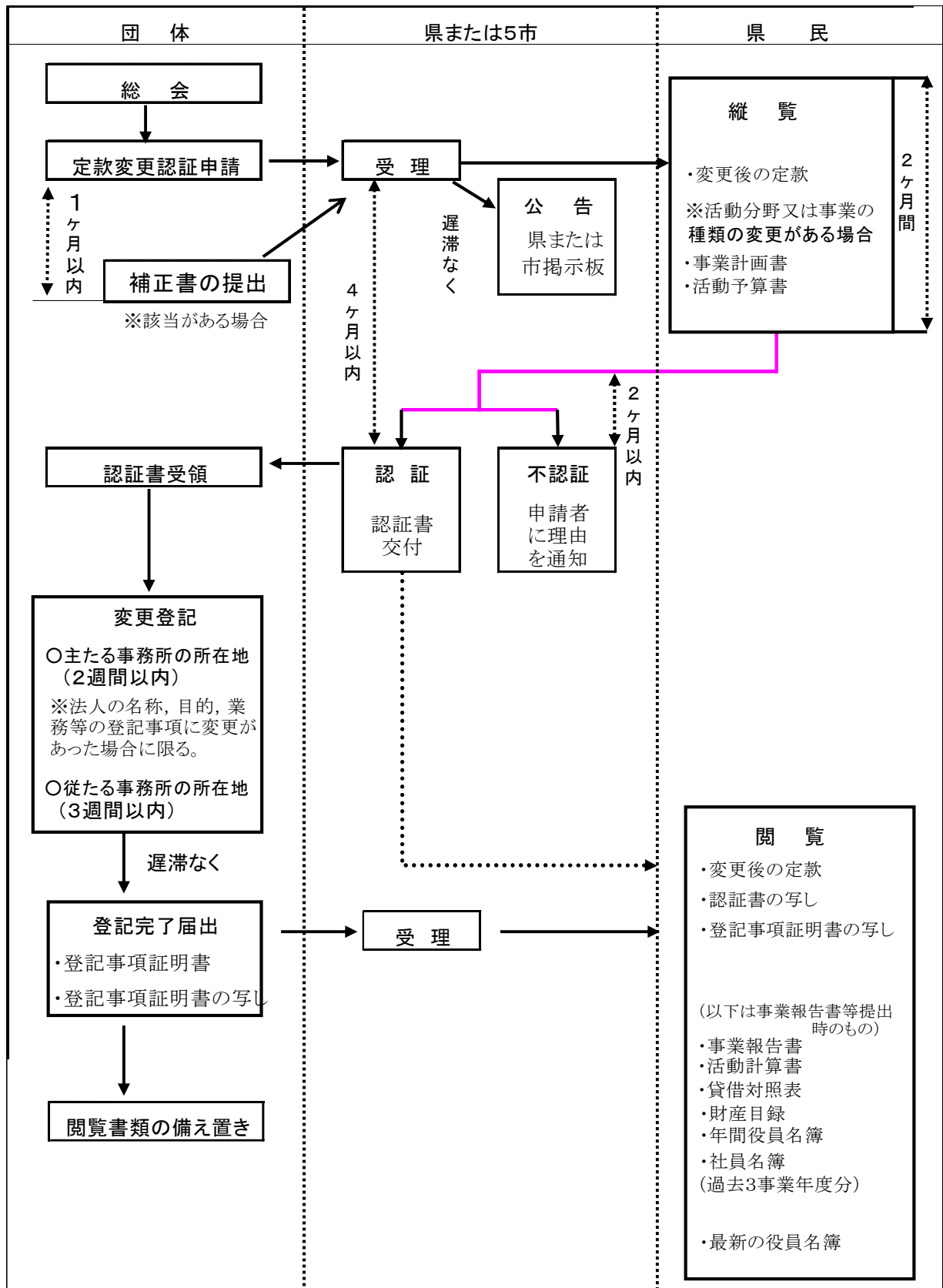
- ・法人の目的および業務、法人の名称、事務所の所在地
- ・代表権を有する者の氏名、住所及び資格(理事は全員登記)
- ・存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
- ・資産の総額

(4) 定款変更認証申請書又は定款変更届出書の提出先

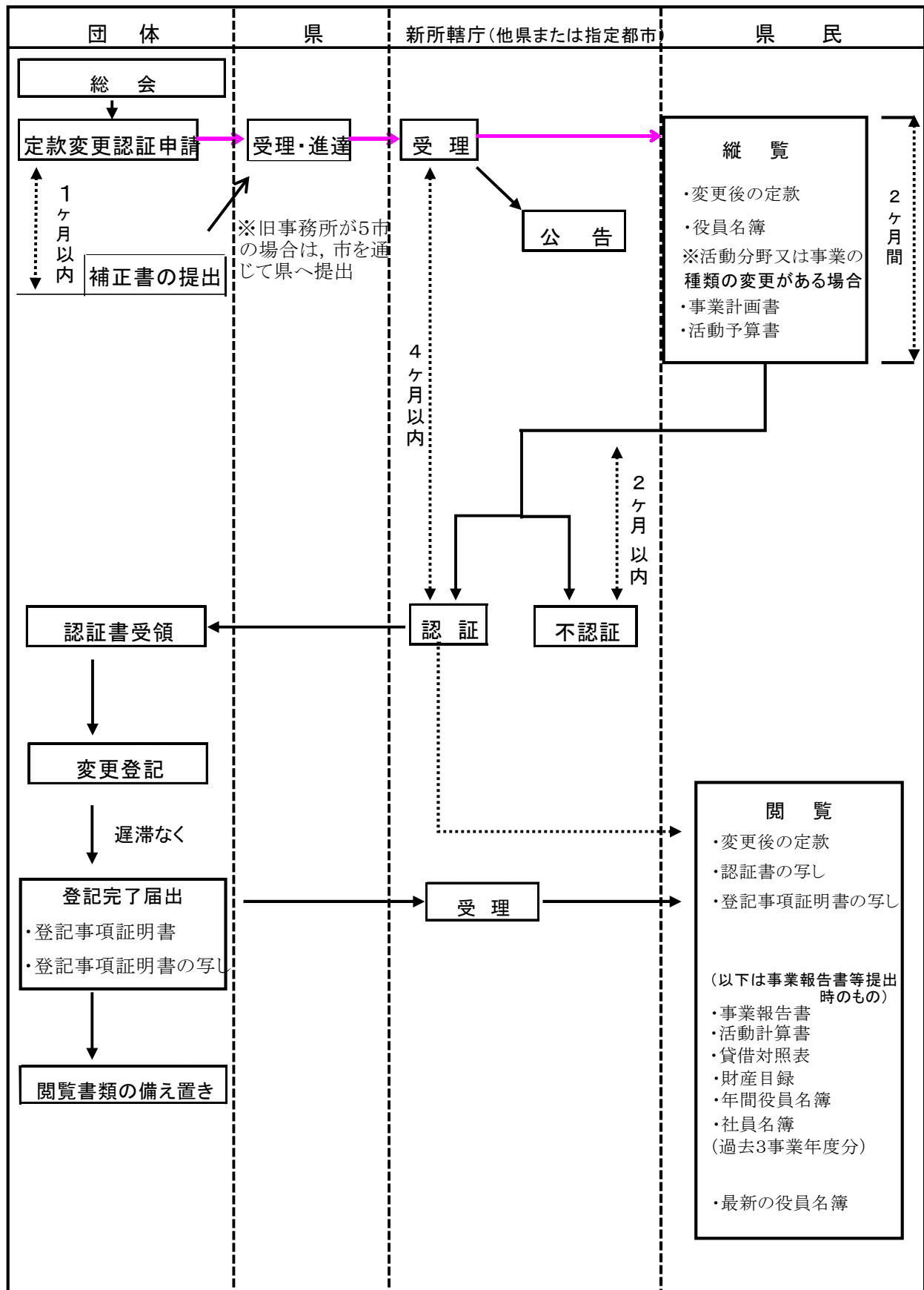
手続き	定款変更認証申請		定款変更届出	
変更事項	認証に係る 事 項	事務所の所在地		届出に係る 事 項
提出先	県または5 市	県外への変更	県内での変更	県または5 市
		県(5市の場合 は、5市を通じ て)を経由して、 変更後の所轄庁 (他都道府県又 は指定都市)へ 提出	変更前の窓口 (県または5 市)を経由して、 変更後の窓口へ 提出	

(5) 定款変更の流れ

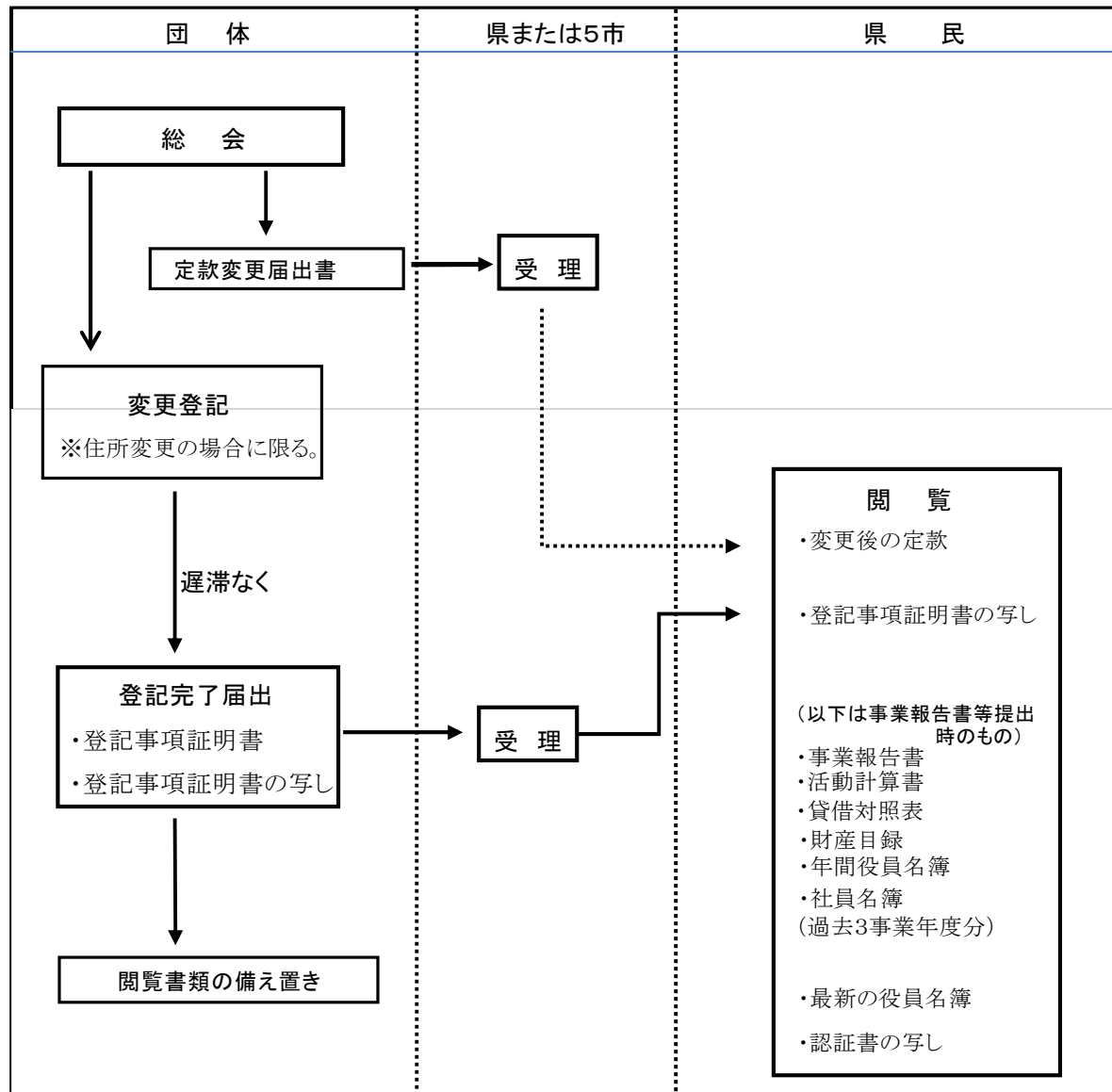
○定款変更①（所轄庁の認証を必要とする場合）



○定款変更②（所轄庁の認証を必要とする場合：所轄庁変更を伴う場合）



○定款変更③（所轄庁の認証を必要としない定款変更届出の場合）



(6) 定款変更認証申請（所轄庁の認証を要するもの）

① 所轄庁の変更を伴わない定款変更

定款変更認証申請に必要な書類		部数	チェック欄	様式例記載頁
1	定款変更認証申請書（第4号様式）	1		3-37
2	定款変更を議決した社員総会の議事録の謄本	1		3-38
3	変更後の定款	2		—
4	定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2		2-30
5	定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2		2-32

※ 4の「事業計画書」及び5の「活動予算書」については、定款の変更が「特定非営利活動の種類」、「特定非営利活動に係る事業の種類」または「その他の事業の種類」に係る変更がある場合に提出が必要です。

また、作成にあたっては、設立認証申請時に提出する書式（手引書第2章2-30頁から）に準じて作成してください。

○ 認定NPO法人又は仮認定NPO法人の所轄庁変更を伴う定款変更

定款変更認証申請に必要な書類		部数	チェック欄	様式例記載頁
1	定款変更認証申請書（変更後の所轄庁の様式を使用すること）	1		—
2	定款変更を議決した社員総会の議事録の謄本	1		3-38
3	変更後の定款	2		—
4	定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2		2-30
5	定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2		2-32
6	役員名簿	2		2-23
7	確認書	1		2-26
8	直近の事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員名簿）	1		—
9	寄附者名簿の写し（仮認定を受けているNPO法人は不要です。）	1		—
10	認定又は仮認定の基準に適合する旨を説明する書類の写し	1		—
11	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し	1		—
12	認定又は仮認定の通知書の写し	1		—
13	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規定	1		—

14	<p>前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項及び以下に掲げる書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ・役員等との取引 <p>④ 寄附者（当該認定NPO法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</p> <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手方及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持ち出しを行った場合（その金額が二百万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使徒並びにその実施日</p>	1		—
15	法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類	1		—
16	助成金の支給の実績を記載した書類	1		—
17	海外への送金又は金銭の持ち出し（その金額が二百万円以下のものを除く。）を行う場合で、事前に、その金額及び使徒並びにその予定日（事前の作成が困難な場合はその実施日）を記載した書類	1		—

※ 所轄庁の変更を伴う定款変更の認証申請は、変更後の所轄庁の様式を使用し、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するため、あらかじめ変更後の所轄庁に確認してください。

※ 4の「事業計画書」及び5の「活動予算書」については、定款の変更が「特定非営利活動の種類」、「特定非営利活動に係る事業の種類」または「その他の事業の種類」に係る変更がある場合に提出が必要です。

※ 2以上の都道府県区域に事務所を設置する認定NPO法人（仮認定NPO法人）は、定款の認証後、従たる事務所を設置している都道府県の知事に対して、当該都道府県が定める書式による届出が必要です。（P3-63頁参照）

定款変更認証申請書

平成〇年〇月〇日

鹿児島県知事 〇〇 〇〇 殿

所在地 鹿児島市鴨池新町〇番〇号
名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇
代表者の氏名 理事長 鹿児島 一郎 印
電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

当法人の定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

新	旧
第〇条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う (1) 〇〇〇に関する普及・啓発事業 (2) <u>□□□□の企画・運営事業</u> (3) <u>△△△△に関する研修事業</u>	第〇条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 (1) 〇〇〇に関する普及・啓発事業 (2) △△△△に関する研修事業

2 変更の理由

- ・定款を変更するに至った理由を記載すること。

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 5市へ提出する場合は、各市長宛とすること。
- 3 「変更の内容」は、変更しようとする各条文等の新旧対照表を記載すること。
- 4 「変更の理由」は、定款を変更するに至った理由をわかりやすくかつ簡潔に記載すること。

(法第25条第4項)

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇総会議事録

- 1 開催日時 平成〇年〇月〇日 〇時〇〇分
- 2 場 所 鹿児島市〇〇町〇番〇号 〇〇会議室
- 3 出席者数 正会員総数20名 出席者数19名（うち書面表決者 8名）
- 4 審議事項
 - (1) 議長選出の件
 - (2) 定款変更に係る議案承認の件
 - (3) 平成〇年度事業計画書案及び平成△年度事業計画書案承認の件
 - (4) 平成〇年度活動予算書案及び平成△年度活動予算書案承認の件
 - (5) 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することの確認
 - (6) その他（定款変更申請に必要となる書面の確認や申請書の補正に関する委任事項等）
- 5 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (1) 議長選出の件
議長の選任について諮ったところ、満場異議なく〇〇〇〇が選出された。
 - (2) 定款変更に係る議案承認の件
議長は、定款変更について説明の上これを議場に諮り、承認を求めたところ、満場異議なく承認された。
 - (3) 平成〇年度事業計画書案及び平成△年度事業計画書案承認の件
議長は、（定款変更に伴い変更になる）平成〇年度の事業計画書及び平成△年の事業計画書について説明の上これを議場に諮り、承認を求めたところ、満場異議なく承認された。
 - (4) 平成〇年度活動予算書案及び平成△年度活動予算書案承認の件
議長は、（定款変更に伴い変更になる）平成〇年度の活動予算書及び平成△年度の活動予算書について説明の上これを議場に諮り、承認を求めたところ、満場異議なく承認された。
 - (5) 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することの確認
議長は、本件議案の確認書（案）を配布し、全文朗読、説明の上、当団体が、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを出席

者全員で確認した。

(6) その他

議長は、次に掲げる事項について諮ったところ、満場異議なく承認された。

- ① 定款その他の書類について原案の骨子に変更のない程度の字句の修正については、理事長に一任する。
- ②

6 議事録署名人の選任に関する事項

議事録署名人として、〇〇〇〇、〇〇〇〇が選出された。

7 閉会

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ〇時〇分に閉会した。

この議事録が正確であることを証します。

平成〇年〇月〇日

議長	〇〇〇〇	印
議事録署名人	〇〇〇〇	印
議事録署名人	〇〇〇〇	印

この写しは、原本と相違ないことを証明する。
平成〇年〇月〇日
特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇
理事長 鹿児島 一郎
印

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 出席者数には、書面表決者及び表決委任者がある場合にはその数を内数で記載すること。
- 3 変更の内容が活動の種類または事業に関する事項の場合は、4「審議事項」の(5)「定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書」、5「議事の経過の概要及び議決の結果」の(4)「定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書」を必ず記載すること。
- 4 原本は法人で保管し、提出の際はコピーしたものに原本と相違ない旨の証明（原本証明）を付すること。
- 5 所轄庁の変更を伴う場合は、4「審議事項」の(5)「確認書」、5「議事の経過の概要及び議決の結果」の(5)「確認書」について記載すること。

(7) 定款変更認証申請書類の補正

定款変更の認証申請書提出後、申請した書類について不備があった場合は、補正書を提出することにより、申請書類の補正を行うことができます。

なお、補正書の書式や記載方法については、設立認証申請書の補正（手引書第2章のP〇頁）を参照してください。

補 正 書 に 必 要 な 書 類		部数	チェック欄	様式例記載頁
1	補正書（第1号様式の2）	1		3-41
2	補正を行う書類	※1		—

※1 2の補正を行う書類の提出部数は、定款変更認証申請書提出時と同じ部数です。

※ 所轄庁の変更を伴う定款変更の認証申請は、変更後の所轄庁の様式を使用し、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するため、あらかじめ変更後の所轄庁を確認してください。

補 正 書

平成〇年〇月〇日

鹿児島県知事 〇〇 〇〇 殿

住所(所在地) 鹿児島市鴨池新町〇番〇号
名 称 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇
代表者の氏名 理事長 鹿児島 一郎 印
電 話 番 号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

平成〇〇年〇〇月〇〇日に申請した申請書（申請書に添付書類）について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第3項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

記

- 1 補正する申請書又は添付書類の名称
- 2 補正の内容

補正後	申請段階
第〇条 〇〇〇〇・・・・	第〇条 △△△△・・・・

- 3 補正の理由

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 5市へ提出する場合は、市長宛とすること。
- 3 文中の{ 補正する書類の種類 }には、申請書の場合は、「定款変更認証申請書」を、申請書に添付された書類の場合は、当該書類を特定することができる文言（「定款変更認証申請書に添付する変更後の定款」等）を記載すること。
- 4 「補正の内容」には、変更しようとする書類の補正箇所について、補正後と申請段階の違いを明らかにした対照表を記載すること。（別様可）
- 5 「補正の理由」は、補正するに至った理由をわかりやすく簡潔に記載すること。

(8) 定款変更届出（所轄庁の認証を必要としないもの）

定款変更のうち、次の事項に係る変更については、所轄庁における認証は必要ありませんが、定款変更届出書による届出が必要となります。

- ① 事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
 - ② 役員の定数
 - ③ 資産に関する事項
 - ④ 会計に関する事項
 - ⑤ 事業年度
 - ⑥ 解散に関する変更（残余財産の帰属すべき者に係るものを除く。）
 - ⑦ 公告の方法
 - ⑧ 法第11条第1項各号にない事項（合併に関する事項、職員に関する事項、賛助会員、顧問等に関する事項）
- 5市に事務所を置く法人が5市から5市外へ事務所を変更する場合、または県内の5市以外に事務所を設置する場合は、5市を経由して県へ提出します。
- 定款に最小行政区画までを記載している場合（例「この法人は、主たる事務所を鹿児島市に置く。」）は、その最小行政区画内での変更であれば定款変更には該当しないため、「その他の届出書（手引きP3-46頁）」により変更となった所在のご連絡をお願いします。なお、定款変更届出書の提出は不要ですが、その場合も変更登記は必要となります。

定 款 変 更 届 出 に 必 要 な 書 類		部数	チェック欄	様式例記載頁
1	定款変更届出書（第5号様式）	1		3-32
2	定款変更を議決した社員総会議事録の謄本	1		3-33
3	変更後の定款	2		—

※ 2以上の都道府県区域に事務所を設置する認定NPO法人（仮認定NPO法人）は、従たる事務所を設置している都道府県の知事に対して、提出先の都道府県が定める書式により提出して下さい。また、その提出部数は各1部です。

定 款 変 更 届 出 書

平成〇年〇月〇日

鹿児島県知事 〇〇 〇〇 殿

所 在 地 鹿児島市鴨池新町〇番〇号
名 称 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇
代表者の氏名 理事長 鹿児島 一郎 ⑨
電 話 番 号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

当法人の定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更の内容

新	旧
第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島市 <u>鴨池新町〇番〇号</u> に置く。	第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島市山下町〇〇番〇号に置く。

2 変更の理由

3 変更した年月日 年 月 日

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 5市へ提出する場合は、市長宛とすること。
- 3 「変更の内容」には、変更しようとする各条文等の新旧対照表を記載すること。
(別様可)
- 4 「変更の理由」は、定款を変更するに至った理由をわかりやすくかつ簡潔に記載すること。

(9) 定款変更の登記完了後の届出

定款変更認証申請を行い認証の通知を受けた法人は、その認証を受けた日から2週間以内に、「主たる事務所」の所在地を所管する法務局で、定款変更の登記をしなければなりません。

また、認証を必要としない定款変更を行った場合も、その変更を行った日から2週間以内に定款変更の登記をしなければなりません。

さらに、所管する法務局が異なる「従たる事務所」がある場合は、その変更を行った日から3週間以内に、「従たる事務所」の所在地を所管する法務局で、同様の登記をしなければなりません。

登記の手続きや登記する事項などについては、所管する法務局の法人登記の担当へお問い合わせください。

以上の法人設立登記が完了したら、速やかに下表の書類を県または5市に提出してください。

設立登記完了後の届出に必要な書類		部数	チェック欄	様式例記載頁
1	定款の変更の登記完了提出書（第5号様式の2）	1		3-45
2	法人登記事項証明書（現在事項全部証明書）	1		—
3	法人登記事項証明書（現在事項全部証明書）の写し	1		—

※ 県外に主たる事務所を有する認定NPO法人又は仮認定NPO法人が提出する場合は、3の「法人登記事項証明書の写し」の添付は必要ありません。（2は必要）。

※ 県内に主たる事務所を有する認定NPO法人又は仮認定NPO法人が県外にも事務所を有する場合において、県外に有する事務所が所在する都道府県の知事に提出するときは、当該都道府県の定めにより提出してください。

(参考)

変更登記に必要な書類

- ・ 変更の登記の申請書
- ・ 特定非営利活動法人定款変更認証書の謄本（定款変更認証の場合のみ）
- ・ 変更後の定款
- ・ 定款変更を決定した総会の議事録の謄本
- ・ 資産の総額の変更に必要な財産目録
- ・ その他必要な書類（印鑑届書、代表者の印鑑証明書等）

※詳細については、お近くの法務局にお問い合わせください。

定款の変更の登記完了提出書

平成○年○月○日

鹿児島県知事 ○○○○ 殿

所在地 鹿児島市鴨池新町○番○号
名称 特定非営利活動法人○○○○○
代表者の氏名 理事長 鹿児島 一郎 印
電話番号 ○○○（○○○）○○○○

定款の変更の登記が完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、提出します。

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 5市に提出する場合は、市長宛とすること。

5 その他の届出

法人事務所の連絡先等が変更となった場合など，所轄庁からの連絡のために必要となりますので，その他の届出書により県または5市に届出をお願いします。また，2以上の都道府県区域に事務所を設置する認定NPO法人（仮認定NPO法人）については，従たる事務所を設置している都道府県の知事に対して，その他の届出書に準じて提出されるようお願いします。

その他の届出に必要な書類		部数	チェック欄	様式例記載頁
1	その他の届出書	1		3-47

※ 届出が必要と思われる内容

- ・ 所轄庁からの書類発送先の変更
- ・ 電話番号など連絡先の変更
- ・ メールアドレス等の変更
- ・ 定款に記載されている事務所の所在地が市町村名までの場合などの定款変更を行わない事務所所在地の変更

（この場合，鹿児島県又は5市への定款変更届出書による届出は必要ありませんが，法務局で変更登記が必要です。）

特定非営利活動法人に係るその他の届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

鹿児島県知事 〇〇〇〇 殿

所在地 鹿児島市鴨池新町〇番〇号
名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇
代表者の氏名 理事長 鹿児島 一郎 印
電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

	変更前	変更後
変更内容		
変更した時期		

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 5市に提出する場合は、市長宛とすること。
- 3 添付する書類はありません。

6 NPO法人の情報公開

NPO法人は、毎事業年度の初めの三月以内に、条例の定めにより「事業報告書等」を作成し、翌々事業年度の末日までの間、すべての事務所に備え置かなければなりません。(法28①)。

また、役員名簿並びに定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）についても事務所に備え置かなければなりません。

なお、これらの書類は、正当な理由がある場合を除いて、その社員及び利害関係人に閲覧させなければなりません。(法28③)

一方、鹿児島県及び5市では、NPO法人から提出を受けた事業報告書等（閲覧をする日から3年以内に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について、閲覧又は謄写の請求があったときは、条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければなりません。(法30)

○閲覧することができる書類

書 類 名		NPO法人（閲覧）		鹿児島県又は5市 （閲覧又は謄写）	
事業報告書等 ※設立初年度の団体は、事業計画書、活動予算書、財産目録が対象となります。	事業報告書	○	日 ま で 作 成 日 か ら 翌 々 事 業 年 度 末	○	過 去 3 年 分
	活動計算書(収支計算書)	○		○	
	貸借対照表	○		○	
	財産目録	○		○	
	年間役員名簿	○		○	
	社員名簿	○		○	
役員名簿(注2)		○		○	
定款等(注2)	定款	○		○	
	認証書の写し(注1)	○		○	
	登記事項証明書の写し	○		○	

(注1)「認証書の写し」には、定款変更の認証時の書類のほか、設立認証時の認証及び登記に関する書類の写しも含みます。

(注2) 役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。

7 認定NPO法人の情報公開

(1) 認定NPO法人等の情報公開（閲覧）

認定NPO法人等は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています（203頁の「認定NPO法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧」参照）（法52④、54⑤、法62）。

- ① 事業報告書等
- ② 役員名簿
- ③ 定款等
- ④ 認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ⑤ 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ⑦ 前事業年度の収益の明細など
- ⑧ ⑦のほか、法規32②で定める書類
- ⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類
- ⑩ 海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除きます。）を行うときの金額及び用途並びにその予定日を記載した書類

《参考》

認定NPO法人等は、認定等を受けたときは、以下の書類をその事務所に備え置かなければならないこととされています（法54①②、法62）。

書 類 名	備え置き期間	
	認定NPO法人	仮認定NPO法人
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（法54①）	認定の日から 起算して5年間	仮認定の日から 起算して3年間
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法54①）		
前事業年度の寄附者名簿（法54②一）	作成の日から 起算して5年間	作成の日から 起算して3年間
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法54②二）		
前事業年度の収益の明細など（法54②三）		
第3章「2(1)認定の基準の概要」の(3)（ロに係る部分を除きます。）、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法54②四、法規32②）	翌々事業年度の 末日までの間	翌々事業年度の 末日までの間
「助成金の支給の実績」を記載した書類（法54③）	作成の日から起 算して三年が経 過した日を含む 事業年度の末日 までの間	作成の日から仮 認定の有効期間 の満了の日まで の間
「海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除きます。）を行うときの金額及び用途並びにその予定日」を記載した書類（法54④）		

(2) 所轄庁の情報公開（閲覧・謄写）

所轄庁は、認定 NPO 法人等から提出を受けた上記(1)の書類について、閲覧又は謄写の請求があったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないこととされています(法 30、56、62)。

認定 NPO 法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧

認定 NPO 法人等及び所轄庁において閲覧（所轄庁においては謄写も可能です。）対象となる書類及びその閲覧可能年分は以下のとおりです。

書 類 名		認定 NPO 法人等 (閲覧)		所轄庁 (閲覧又は謄写)	
事業報告書等		○	作成日から翌々事業年度の末日まで	○	過去3年間に提出を受けたもの
事業報告書					
計算書類（活動計算書、貸借対照表）					
財産目録					
年間役員名簿（各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿）					
社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面					
役員名簿			(注 3)		(注 3)
定款等（定款、認証及び登記に関する書類の写し）					
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		○	期間中	○	期間中
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		○	(注 1) 認定の有効	○	(注 1) 認定の有効
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（P3-52 頁）		○	作成日から翌々事業年度の末日まで	○	過去3年間に提出を受けたもの
前事業年度の収益の明細など	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	○		○	
	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類	○		○	
	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類	○		○	
	イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引				
	ロ 役員等との取引	○		○	
	寄附者（当該認定 NPO 法人等の役員、役員の配偶者若しくは 3 親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上であるものに限り、）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	○		○	
	給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類	○		○	
	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類	○	○		
海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が 200 万円以下の場合に限り、）におけるその金額及び用途並びにその実施日を記載した書類	○	○			
第 3 章「2 (1) 認定の基準の概要」の(3) (ロに係る部分を除きます。)、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類		○		○	

「助成金の支給の実績」を記載した書類 (P3-61 頁)	○	作成の日から3年が経過した日を含む事業年度の末日まで (注2)	○
「海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除きます。)を行うときの金額及び用途並びにその予定日」を記載した書類 (P3-63 頁)	○		○
寄附者名簿	×		×
認定(仮認定)申請書	×		×
認定(仮認定)申請書の添付書類のうち上記に含まれていないもの	×		×

(注1) 仮認定 NPO 法人の場合は仮認定の日から3年間

(注2) 仮認定 NPO 法人の場合は作成の日から仮認定の有効期間の満了の日まで

(注3) 所轄庁又は認定 NPO 法人等において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。

第17号様式（第22条関係）

認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

平成○年○月○日 鹿児島県知事 殿	主たる事務所の所在地	鹿児島市鴨池新町○番○号 電話(○○○)○○○-○○○○	
	(フリガナ)	トクテヒエイカクトウホウジン ○○○○○○	
	名称	特定非営利活動法人 ○○○○○○○	
	(フリガナ)	カゴシマ イチロウ	
	代表者の氏名	鹿児島 一郎 ⑩	
	認定（仮認定）の有効期間	事業年度	
自 平成○年○月○日 至 平成○年○月○日	自 平成○年○月○日 至 平成○年○月○日		

特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項（第 62 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、以下の書類を提出します。

提出書類	チェック欄	提出書類	チェック欄		
(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	○	⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	○		
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の特定非営利活動促進法施行規則（平成 23 年内閣府令第 55 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した書類 （特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類）	○	⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	○		
		⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が二百万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び用途並びにその実施日	—		
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項	○	(3) 法第 45 条第 1 項第 3 号（ロに係る部分を除く。）、第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨及び法第 47 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	○		
② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項	○				
③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引	○			認定基準等チェック表（第 3 表） ※「ロ」の欄の記載は必要ありません。	○
				「役員状況」第 3 表付表 1	○
				監査証明書 又は 「帳簿組織の状況」第 3 表付表 2	○
④ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日	○			認定基準等チェック表（第 4 表）（初葉）	○
		認定基準等チェック表（第 5 表）	○		
		認定基準等チェック表（第 7 表）	○		
		欠格事由チェック表	○		

(注意事項)

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人は、鹿児島県及び鹿児島県以外の関係知事に提出することとなります。

「認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書」

「仮認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書」の記載上の留意点等

- 1 この用紙は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非活動法人が、特定非営利活動促進法第55条第1項(第62条において準用する第55条第1項を含む。)の規定により、毎事業年度開始の日から3か月以内に特定非営利活動促進法第54条第2項に掲げる書類を鹿児島県(2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人にあつては、鹿児島県及び鹿児島県以外の関係知事。)に提出する際に使用します。
- 2 各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックし、この用紙を提出書類の一番前にとじて、提出してください。
- 3 提出書類の様式について
特定非営利活動促進法第55条第1項の規定により提出する書類のうち、「法第45条第1項第3号(口に係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類」については、認定申請書の添付書類としての「認定基準等チェック表」の第3表(「ロ」欄の記載は必要ありません。)、第3表付表1・2、第4表(初葉)、第5表、第7表及び欠格事由チェック表を使用することができますが、その際には第3表の「年 月 日～年 月 日」の欄に当該事業年度を記載の上、使用してください。

特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇	事業年度	平成〇年〇月〇日～〇年〇月〇日
-----	-----------------	------	-----------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の詳細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第 32 条第 1 項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び支出の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生じる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(2) 支出の生じる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	貸 付 年月日	対 価 の 額	譲渡資産の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	役務の提 供年月日	対 価 の 額	役務提供の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
	円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
	合 計			円

7 海外への送金等に関する事項（その金額が200万円以下の場合に限る。） [⑦200万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額
・ ・		円
・ ・		円
・ ・		円
・ ・		円
・ ・		円
・ ・		円
・ ・		円
・ ・		円
・ ・		円
・ ・		円

「特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類」記載要領

1 「1 資金に関する事項」欄

(1)欄には、寄附金収入、〇〇事業収入、〇〇資産売却収入、受取利息収入等の収益の源泉別の内訳を記載します。

(2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。

(3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

2 「2 資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

(1)～(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

3 「3 取引の内容に関する事項」欄

(1)及び(2)の各欄には、収益及び支出が生じる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位 5 者に対する、取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

4 「4 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

5 「5 給与の総額等に関する事項」欄

当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。

6 「6 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

7 「7 海外への送金等に関する事項」欄

200 万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

第18号様式（第23条関係）

認定特定非営利活動法人又は
仮認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書

平成○年○月○日 鹿児島県知事 殿	主たる事務所の所在地	鹿児島市鴨池新町○番○号 電話(○○○)○○○-○○○○	
	(フリガナ)	トクテイエイカツドウホウジン ○○○○○○	
	法人格	特定非営利活動法人 ○○○○○○	
	(フリガナ)	カコシマ イチロウ	
	代表者の氏名	鹿児島 一郎 ㊟	
	認定(仮認定)年月日	平成○年○月○日	
	認定(仮認定)の有効期間	自平成○年○月○日 至平成○年○月○日	
助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第55条第2項(第62条において準用する場合を含む。)に規定する助成の実績を以下のとおり提出します。			
支 給 日	支 給 対 象 者	支 給 金 額	助 成 対 象 の 事 業 等
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	

「認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書」・仮認定特定
非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書」の記載上の留意点等

この提出書は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合に、特定非営利活動促進法第55条第2項(第62条において準用する場合を含む。)の規定により助成の実績を記載した書類を鹿児島県に提出する必要がありますので、その際に使用します。

「助成対象の事業等」の欄は、事業等の内容を具体的に記載します。

第19号様式(23条関係)

認定特定非営利活動法人又は
仮認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書

平成○年○月○日 鹿児島県知事 殿	主たる事務所の所在地	鹿児島市鴨池新町○番○号 電話 (○○○) ○○○-○○○○	
	(フリガナ)	トクエイエイリカトウホクジン ○○○○○○○○	
	法人名	特定非営利活動法人 ○○○○○○○	
	(フリガナ)	カゴシマ イチロウ	
	代表者の氏名	鹿児島 一郎 ㊟	
	認定(仮認定)年月日	平成○年○月○日	
	認定(仮認定)の有効期間	自平成○年○月○日 至平成○年○月○日	
海外へ200万円を超える 送金 金銭の持出し を 行うことになった 行った ので、特定非営利活動促進法 第55条第2項(第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、以下のとおり提出します。			
金額	使途	予 定 日 (実 施 日)	
円		平成 年 月 日	
円		平成 年 月 日	
円		平成 年 月 日	
円		平成 年 月 日	
円		平成 年 月 日	
円		平成 年 月 日	
円		平成 年 月 日	
(事前に提出できなかった場合の理由)			

「認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書・仮認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書」の記載上の留意点等

この提出書は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が 200 万円超の海外への送金又は金銭の持出しを行う場合に、特定非営利活動促進法第 55 条第 2 項（第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により金額等を記載した書類を事前に所轄庁に提出する必要がありますので、その際に使用します。

「事前に提出できなかった場合の理由」の欄は、災害に対する援助その他緊急を要し事前の提出ができなかった場合にその理由を具体的に記載します。

第16号様式（第21条関係）

認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人の代表者変更届

平成○年○月○日 鹿児島県知事 殿	主たる事務所の所在地	鹿児島市鴨池新町○番○号 電話（○○○）○○○—○○○○
	（フリガナ）	トク化エイリカトウホウジン ○○○○
	法人名	特定非営利活動法人 ○○○○○○○○○
	（フリガナ）	カゴシマ イチロウ
	代表者の氏名	鹿児島 一郎 ㊟
	認定（仮認定）の有効期間	自 平成○○年○○月○○日 至 平成○○年○○月○○日

当法人の代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項（同法第62条において準用する場合を含む）の規定により、提出します。

異動年月日	変更後の代表者の氏名及び住所	変更前の代表者の氏名及び住所
平成○年○月○日	鹿児島市鴨池新町○番○号 理事長 鹿児島 一郎	鹿児島市山下町○番○号 理事長 鹿児島 太郎

（注意事項）

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利法人又は仮認定特定非営利活動法人は、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

第15号様式（第20条関係）

認定特定非営利活動法人又は
仮認定特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書

平成○年○月○日 鹿児島県知事 殿	主たる事務所の所在地	鹿児島市鴨池新町○番○号 電話（○○○）○○○—○○○○
	従たる事務所の所在地	宮崎県宮崎市○○○町○番○号 電話（○○○）○○○—○○○○
	（フリガナ）	トケイエイリカトウホクジン ○○○○○○
	法人名	特定非営利活動法人 ○○○○○○
	（フリガナ）	カゴシマ イチロウ
	代表者の氏名	鹿児島 一郎 ㊟
	認定（仮認定）の有効期間	自 平成○年○月○日 至 平成○年○月○日

特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法第52条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、提出します。

定款変更の 認証日	定款変更の内容	添付書類	チェック
平成○年○月○日	定款第5条に規定する事業の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・社員総会の議事録の 謄本 ・変更後の定款 	

（注意事項）

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利法人又は仮認定特定非営利活動法人は、鹿児島県以外の関係知事に提出することとなります。